【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	平成27年４月３日
【会社名】	株式会社マルミヤストア
【英訳名】	MARUMIYASTORE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　池　邉　恭　行
【本店の所在の場所】	大分県佐伯市野岡町二丁目１番10号
【電話番号】	0972-23-8111（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画室長・総務部部長　川　野　友　久
【最寄りの連絡場所】	大分県佐伯市野岡町二丁目１番10号
【電話番号】	0972-23-8111（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画室長・総務部部長　川　野　友　久
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番２号）

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成27年１月９日開催の取締役会において、株式会社丸久（以下、「丸久」といいます。）との間で、丸久を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを含む両社の経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）に関する基本合意書（以下、「本基本合意書」といいます。）の締結を決議し、平成27年１月13日付で金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の２の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。本基本合意書においては、丸久を持株会社体制へ移行する方法として新設分割の方法によることを予定しておりましたが、その後、これを吸収分割（本経営統合に先立って丸久が100%出資子会社を設立した上で、丸久を吸収分割会社とし、丸久を持株会社化するために必要な一部の機能を除く一切の事業を同子会社に承継させる吸収分割。以下、「本吸収分割」といいます。）の方法に変更することとし、平成27年２月16日開催の当社取締役会において、本基本合意書の一部を変更する覚書の締結を決議し、平成27年２月20日付で金融商品取引法第24条の５第５項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出いたしました。

この度、当社は、平成27年３月30日開催の取締役会において、本経営統合に関して、丸久との間で経営統合契約（以下、「本経営統合契約」といいます。）及び本株式交換に係る株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）の締結を決議し、同日付で本経営統合契約及び本株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第５項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

Ⅰ．本経営統合の目的等
(1) 本経営統合の背景と目的
(2) 本経営統合の要旨
① 株式交換
② 会社分割による持株会社への移行
③ 丸久の商号変更等
④ 持株会社の役員構成
(3) 本経営統合の日程
Ⅱ． 本株式交換について
(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容
① 本株式交換の方法
② 本株式交換に係る割当ての内容
③ 株式交換契約の内容
(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠
(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

3 【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿を付して表示しております。

（訂正前）
Ⅰ．本経営統合の目的等
(1) 本経営統合の背景と目的

（前略）

このように丸久及び当社の両社は、地域の生活を支えるスーパーマーケットとして隣県に事業を展開する関係でありました。また、昨今のスーパーマーケットを取り巻く環境の中で、地域社会に貢献し、お客様に選ばれるスーパーマーケットであり続けるためには、強固な経営基盤が必要不可欠であるとの共通認識を持っておりました。以上の関係に立脚し、両社は地域に根差すスーパーマーケット同士として、互いの独自性・自主性を尊重しつつ、両社の経営資源やノウハウを統合し、売上規模を拡大するとともに「商品」「人材」「店舗」の競争力の強化を図ることが最適であるとの判断に至り、対等の精神に基づき、持株会社のもとに経営統合することについて本基本合意をしたものであります。本経営統合により持株会社の連結売上規模は1,200億円あまりとなることが見込まれます。情報及びノウハウの共有や人材交流などにより、店舗の効率運営、商品政策、店舗開発や接客の向上などこれまで

に両社が培ってきたベストプラクティスの融合を図り、スケールメリットを追求していくことにより、持株会社の経営基盤は一層強固なものとなり、両社の全てのステークホルダーの有する価値を高めることに資する経営統合になるものと判断しております。

（後略）

(2) 本経営統合の要旨

本経営統合は、以下の方法により行うことを予定しております。

① 株式交換

丸久を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行います。

本株式交換は、丸久においては平成27年５月21日に開催予定の定時株主総会（以下、「丸久の承認定時株主総会」といいます。）において、当社においては平成27年５月下旬に開催予定の臨時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けた上で、平成27年７月１日を効力発生日として行われる予定です。ただし、丸久においては、会社法第796条第３項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、本株式交換契約について株主総会の承認を受けることなく行われる場合があります。

なお、本経営統合に関する最終契約が締結された場合、当社は、本株式交換の効力発生日（平成27年７月１日予定）をもって丸久の完全子会社となり、当社の普通株式は福岡証券取引所の上場廃止基準に従い、平成27年６月26日に上場廃止（最終売買日は平成27年６月25日予定）となることが見込まれます。上場廃止後は、当社の普通株式を福岡証券取引所において取引することができなくなります。

しかしながら、本株式交換の対価として当社の普通株式に代えて割り当てられる丸久（本経営統合により持株会社となる会社）の普通株式は、東京証券取引所市場第二部に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も同取引所市場において取引することができることから、当社の株主のうち丸久の普通株式を100株（１単元）以上割り当てられることとなる株主に対しては、１単元の株式毎に引き続き株式の流動性を提供することが可能です。当社の株主のうち、丸久の普通株式を100株未満割り当てられることとなるなど単元未満株主においては、単元未満株式を、同取引所市場において売却することはできませんが、株主の希望により、単元未満株式の買取請求の制度または単元未満株式の買増請求の制度をご利用いただくことができます。その他、当社の株主において、丸久の株式について１株に満たない端数を割り当てられることとなる場合は、会社法第234条の規定に従い、端数部分に応じた金額が支払われることとなり、端数部分に応じた株式の割り当てはありません。

② 会社分割による持株会社への移行

丸久は、平成27年３月９日に丸久100％出資の株式会社丸久分割準備会社（以下、「分割準備会社」といいます。）を設立した上で、本株式交換の効力発生を条件として、丸久を吸収分割会社、分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）により、丸久を持株会社化するために必要な一部の機能を除く一切の事業を分割準備会社に承継し、丸久は分割準備会社と当社を完全子会社とする持株会社へ移行する予定です。

本吸収分割は、丸久の承認定時株主総会において、本吸収分割契約の承認を受けた上で、平成27年７月１日を効力発生日として行われる予定です。なお、本吸収分割は、完全親子会社間において行われる予定であるため、分割準備会社における本吸収分割契約の承認については、会社法第796条第１項の規定に基づく略式吸収分割の手続により、株主総会における承認を受けることなく行われる予定です。

③ 丸久の商号変更等

丸久は、本吸収分割に伴い、その商号を「西日本リテール・パートナーズ株式会社（仮称）」（以下、「西日本リテール・パートナーズ（仮称）」といいます。）に平成27年７月１日付けで変更するとともに、その他必要な定款変更（以下、「本商号変更等」といいます。）をする予定です。また、分割準備会社は、平成27年７月１日付けで「株式会社丸久」に商号を変更する予定です。

なお、本商号変更等に関する議案は、丸久の承認定時株主総会において付議される予定です。

④　持株会社の役員構成

持株会社（本吸収分割後の丸久をいい、平成27年７月１日付けで西日本リテール・パートナーズ（仮称）に商号を変更する予定です。）における取締役は５名とし、丸久から３名を、当社から２名を指名する予定であるほか、代表取締役を以下のとおりとする予定です。その他詳細は、本経営統合に関する最終契約締結までに決定いたします。

代表取締役社長　　田中　康男（現丸久代表取締役社長）
代表取締役副社長　　池邉　恭行（現当社代表取締役社長）

(3) 本経営統合の日程

取締役会決議（丸久及び当社）	平成27年１月９日
本基本合意書締結日（丸久及び当社）	平成27年１月９日
本覚書の締結承認取締役会決議（丸久及び当社） 分割準備会社の設立承認取締役会決議（丸久） 本覚書締結日（丸久及び当社）	平成27年２月16日
分割準備会社の設立日	平成27年３月９日（予定）
本経営統合に関する最終契約締結日（丸久及び当社） ※本株式交換契約及び本吸収分割契約を含みます。ただし、本吸収分割契約は、丸久及び分割準備会社間において締結。	平成27年３月下旬（予定）
臨時株主総会基準日公告日（当社）	平成27年３月下旬（予定）
臨時株主総会基準日（当社）	平成27年４月中旬（予定）
本株式交換契約、本吸収分割契約、本商号変更等及び役員選任承認定時株主総会（丸久） ※本株式交換契約の承認については、会社法第796条第３項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会における承認を受けることなく行われる場合があります。	平成27年５月21日（予定）
本株式交換契約承認臨時株主総会（当社）	平成27年５月下旬（予定）
最終売買日（当社）	平成27年６月25日（予定）
上場廃止日（当社）	平成27年６月26日（予定）
本株式交換の効力発生日（丸久及び当社） 本吸収分割の効力発生日（丸久及び分割準備会社） 商号変更日（丸久及び分割準備会社）	平成27年７月１日（予定）

（注１）本経営統合の日程は、手続進行上の必要性その他の理由により、当事者で協議の上、上記の日程が変更される場合があります。
（注２）当社の本株式交換契約承認臨時株主総会における株主総会基準日公告日及び株主総会基準日等の日程は、本経営統合に関する最終契約締結までに決定いたします。
（注３）分割準備会社における本吸収分割契約の承認については、会社法第796条第１項の規定に基づく略式吸収分割の手続により、株主総会における承認を受けることなく行われる予定です。

Ⅱ．　本株式交換について

(1) 本株式交換の相手会社について

（省略）

(2) 本株式交換の目的

（省略）

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

①　本株式交換の方法

丸久を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行います。

本株式交換は、丸久においては平成27年５月21日に開催予定の定時株主総会において、当社においては平成27年５月下旬に開催予定の臨時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けた上で、平成27年７月１日を効力発生日として行われる予定です。ただし、丸久においては、会社法第796条第３項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、本株式交換契約について株主総会の承認を受けることなく行われる場合があります。

② 本株式交換に係る割当ての内容

本株式交換に際して、当社の株主に対して、丸久の普通株式が交付される予定です。株式交換比率は、今後実施するデューデリジェンスの結果及び第三者算定機関による株価算定の結果等を踏まえて、本経営統合に関する最終契約締結までに決定いたしますので、決定次第、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

③ 株式交換契約の内容

本株式交換契約については平成27年３月下旬に締結を予定しており、本株式交換の詳細については現在未定であるため、決定次第、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

丸久及び当社は、それぞれ両社から独立した第三者算定機関に対し、株式交換比率の算定を依頼しております。株式交換比率は、今後実施するデューデリジェンスの結果及び第三者算定機関による株価算定の結果等を踏まえて、本経営統合に関する最終契約締結までに決定いたしますので、決定次第、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	西日本リテール・パートナーズ株式会社（仮称）
本店の所在地	山口県防府市大字江泊1936番地
代表者の氏名	代表取締役社長　　田中　康男 代表取締役副社長　　池邉　恭行
資本金の額	4,000百万円（予定）
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	グループの経営管理事業

（注１）丸久は、平成27年７月１日付けで、その商号を「西日本リテール・パートナーズ株式会社（仮称）」に変更する予定です。

（訂正後）

Ⅰ．本経営統合の目的等

(1) 本経営統合の背景と目的

（前略）

このように丸久及び当社の両社は、地域の生活を支えるスーパーマーケットとして隣県に事業を展開する関係でありました。また、昨今のスーパーマーケットを取り巻く環境の中で、地域社会に貢献し、お客様に選ばれるスーパーマーケットであり続けるためには、強固な経営基盤が必要不可欠であるとの共通認識を持っておりました。以上の関係に立脚し、両社は地域に根差すスーパーマーケット同士として、互いの独自性・自主性を尊重しつつ、両社の経営資源やノウハウを統合し、売上規模を拡大するとともに「商品」「人材」「店舗」の競争力の強化を図ることが最適であるとの判断に至り、対等の精神に基づき、持株会社のもとに経営統合することについて最終合意をしたものであります。本経営統合により持株会社の連結売上規模は1,200億円あまりとなることが見込まれます。情報及びノウハウの共有や人材交流などにより、店舗の効率運営、商品政策、店舗開発や接客の向上などこれまでに両社が培ってきたベストプラクティスの融合を図り、スケールメリットを追求していくことにより、持株会社の経営基盤は一層強固なものとなり、両社の全てのステークホルダーの有する価値を高めることに資する経営統合になるものと判断しております。

（後略）

(2) 本経営統合の要旨

本経営統合は、以下の方法により行います。

① 本株式交換

丸久を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行います。

本株式交換は、丸久においては平成27年５月28日開催予定の定時株主総会（以下、「丸久の承認定時株主総会」といいます。）において、当社においては平成27年５月27日開催予定の臨時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けた上で、平成27年７月１日を効力発生日として行われる予定です。

② 会社分割による持株会社への移行

丸久を吸収分割会社、株式会社丸久分割準備会社（以下、「分割準備会社」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割により、丸久を持株会社化するために必要な一部の機能を除く一切の事業を分割準備会社に承継し、丸久は分割準備会社と当社を完全子会社とする持株会社（以下、「本持株会社」といいます。）となります。

本吸収分割は、丸久においては丸久の承認定時株主総会において、分割準備会社においては平成27年５月28日開催予定の臨時株主総会において、本吸収分割契約の承認を受けた上で、平成27年７月１日を効力発生日として行われる予定です。

③ 丸久の定款の一部変更等

丸久は、本株式交換及び本吸収分割の効力発生日（平成27年７月１日予定）付で、新商号に変更することを含み、会社の目的を持株会社としての目的に変更する定款の一部変更（以下、「定款の一部変更」といいます。）を行います。なお、丸久の新商号は、平成27年４月上旬頃決定する予定です。また、分割準備会社は、同日付で「株式会社丸久」に商号を変更いたします。

定款の一部変更に関する議案は、丸久の承認定時株主総会において付議される予定です。

④ 本持株会社の役員構成

本持株会社（本経営統合後の丸久をいい、本株式交換及び本吸収分割の効力発生日（平成27年７月１日予定）付で新商号に変更する予定です。）の役員（以下、「本持株会社の役員」といいます。）は次のとおり予定するほか、社外取締役を２名、監査役を３名の体制とする予定です。

なお、本持株会社の役員選任に関する議案は、丸久の承認定時株主総会において付議される予定です。

代表取締役社長	田中　康男（現丸久代表取締役社長）
代表取締役副社長	池邉　恭行（現当社代表取締役社長）
取締役	武野　茂人（現丸久専務取締役）
取締役	清水　実　（現丸久常務取締役）
取締役	川野　友久（現当社常務取締役）

(3) 本経営統合の日程

① 丸久における日程

取締役会（本経営統合契約、本株式交換契約及び本吸収分割契約締結承認） 本経営統合契約、本株式交換契約及び本吸収分割契約の締結日	平成27年３月30日
本株式交換契約、本吸収分割契約、定款の一部変更及び本持株会社の役員選任承認定時株主総会	平成27年５月28日（予定）
本株式交換の効力発生日 本吸収分割の効力発生日 商号変更日	平成27年７月１日（予定）

② 当社における日程

取締役会（本経営統合契約及び本株式交換契約締結承認） 本経営統合契約及び本株式交換契約の締結日	平成27年３月30日
臨時株主総会基準日設定公告	平成27年３月31日
臨時株主総会基準日	平成27年４月15日（予定）
本株式交換契約承認臨時株主総会	平成27年５月27日（予定）
最終売買日	平成27年６月25日（予定）
上場廃止日	平成27年６月26日（予定）
本株式交換の効力発生日	平成27年７月１日（予定）

③ 分割準備会社における日程

取締役会（本吸収分割契約締結承認） 本吸収分割契約締結日	平成27年３月30日
本吸収分割契約承認臨時株主総会	平成27年５月28日（予定）
本吸収分割の効力発生日 商号変更日	平成27年７月１日（予定）

（注）上記日程は、手続進行上の必要性その他の理由により、当事者で協議の上、これを変更することがあります。

Ⅱ． 本株式交換について

(1) 本株式交換の相手会社について

（省略）

(2) 本株式交換の目的

（省略）

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

① 本株式交換の方法

丸久を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行います。

本株式交換は、丸久においては平成27年５月28日開催予定の定時株主総会において、当社においては平成27年５月27日開催予定の臨時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けた上で、平成27年７月１日を効力発生日として行われる予定です。

② 本株式交換に係る割当ての内容

	丸久 （株式交換完全親会社）	当社 （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当ての内容	1	0.915

（注１）本株式交換に係る割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）

当社の普通株式１株に対して、丸久の普通株式0.915株を割当て交付いたします。ただし、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更されることがあります。

（注２）本株式交換により交付する丸久の株式数

丸久は、本株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）の当社の株主に対して、丸久の普通株式3,916,968株を割当て交付いたしますが、交付する丸久の普通株式には丸久が保有する自己株式（平成26年11月30日現在、1,662,854株を保有しております。）を充当し、残数については新たに普通株式を発行する予定です。

なお、当社は、効力発生日（平成27年７月１日予定）の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において有する全ての自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第１項に基づく反対株主の株式買取請求に係る買取によって取得する自己株式を含みます。）を消却する予定です。

また、本株式交換により割当交付する株式数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

（注３）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、丸久の単元未満株式（100株未満の株式）の割当てを受ける当社の株主の皆様は、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。丸久の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、丸久の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

１．単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第１項の規定に基づき、丸久の単元未満株式を保有する株主の皆様が、丸久に対して、保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

２．単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第１項及び丸久の定款の規定に基づき、丸久の単元未満株式を保有する株主の皆様が、丸久に対して、保有する単元未満株式と併せて１単元（100株）となる数の株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

（注４）１株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、丸久の普通株式１株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、丸久が、１株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします（１株に満たない端数部分の割当てはありません）。

③　株式交換契約の内容

当社が丸久との間で平成27年３月30日付で締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書

株式会社丸久（以下「甲」という。）と株式会社マルミヤストア（以下「乙」という。）は、甲乙間の株式交換に関し、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（当事者の商号及び住所）

本株式交換における株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1)　株式交換完全親会社
商号：株式会社丸久（ただし、第5条に定める効力発生日付けで商号を変更予定。）
住所：山口県防府市大字江泊1936番地

(2)　株式交換完全子会社
商号：株式会社マルミヤストア
住所：大分県佐伯市野岡町二丁目1番10号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1．本株式交換に際して、甲が乙の普通株式に代えて乙の株主に交付する金銭等は、甲の普通株式とする。
2．前項により交付する甲の普通株式の数は、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主（第7条に定める乙の自己株式の消却後の株主をいう。以下「対象株主」という。）が所有する乙の普通株式の合計に0.915を乗じて得た数とする。
3．甲は、本株式交換に際して、対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.915株の割合をもって割り当てる。
4．甲は、対象株主に対して割り当てる甲の普通株式の数に1に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1)　資本金　　0円
(2)　資本準備金　　会社計算規則第39条の規定に従って甲が別途定める額
(3)　利益準備金　　0円

第5条（効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成27年7月1日とする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙間で協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の開催等）

1．甲は、効力発生日の前日までに甲の株主総会を開催し、本契約及び本株式交換に必要なその他の事項の承認を求める議案を上程する。
2．乙は、効力発生日の前日までに乙の株主総会を開催し、本契約及び本株式交換に必要なその他の事項の承認を求める議案を上程する。
3．前2項に規定する株主総会の開催については、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙間で協議の上、これを変更することができる。

第7条（自己株式の消却）

乙は、基準時において所有する自己株式の全部（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求により取得することとなる自己株式を含む。）を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、消却する。

第8条（剰余金の配当）

1．甲は、平成27年2月28日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株当たり金6円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2．乙は、平成27年5月20日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株当たり金7円50銭を限度として剰余金の配当を行うことができる。なお、当該配当を行う場合、乙は、効力発生日の前日までに取締役会において配当決議を行うものとする。
3．甲及び乙は、前2項に定める場合を除き、本契約締結日以降効力発生日までの間、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日の前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙間で協議の上、これを行う。

第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結日以降効力発生日の前日までの間において、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙間で協議の上、本株式交換の条件（第3条に定める株式交換比率を含む。）その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の終了）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失う。

(1)　甲において第6条第1項に定める株主総会の承認が得られない場合

(2)　乙において第6条第2項に定める株主総会の承認が得られない場合

(3)　効力発生日の前日までに、本株式交換に必要な関係法令に定める関係官庁の承認等が得られない場合

第12条（準拠法及び合意管轄）

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙間で協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月30日

甲　　山口県防府市大字江泊1936番地
株式会社丸久
代表取締役社長　　田中　康男

乙　　大分県佐伯市野岡町二丁目1番10号
株式会社マルミヤストア
代表取締役社長　　池邉　恭行

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

①　割当ての内容の根拠及び理由

丸久及び当社は、上記「(3) ②　本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の決定に際して、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、丸久は公認会計士中村政英事務所（以下、「中村政英事務所」といいます。）を、当社はトラスティーズ・アドバイザリー株式会社（以下、「トラスティーズ・アドバイザリー」といいます。）を、第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

丸久及び当社は、それぞれ第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、財務の状況、資産の状況、将来の見通し、市場株価の水準、１株当たり指標その他の諸要因等を勘案の上、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であるとの判断に至り、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成27年３月30日に開催された両社の取締役会の決議に基づき、本株式交換契約を締結いたしました。

②　算定機関の名称及び当事会社との関係

丸久の第三者算定機関である中村政英事務所は、丸久及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、当社の第三者算定機関であるトラスティーズ・アドバイザリーは、丸久及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

③　算定の概要

中村政英事務所は、両社の普通株式それぞれについて市場株価が存在することから、市場株価法により算定を行いました。加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法（以下、「ＤＣＦ法」といいます。）による算定を行いました。市場株価法においては、両社が平成27年１月９日に公表した「株式会社丸久と株式会社マルミヤストアの経営統合（株式交換並びに会社分割による持株会社体制への移行）に関する基本合意のお知らせ」（以下、「平成27年１月９日付両社公表」といいます。）が両社の市場株価に及ぼす影響を排除する目的で、その公表日前日である平成27年１月８日を基準日として、基準日の終値及び基準日から遡る過去１ヶ月、３ヶ月、６ヶ月の各期間の終値単純平均値を使用して算定しております。ＤＣＦ法による算定において基礎とした丸久の平成27年度から平成31年度までの財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。一方、当社の平成27年度の財務予測においては、価格表示方式や販売単価の見直し、ローコスト運営の徹底及び出店等の施策により、営業利益が636百万円（平成25年度の実績水準）に回復する大幅な増益が見込まれておりましたが、収益性の回復時期について保守的に検討を加えた上で使用することといたしました。結果として、ＤＣＦ法による算定において前提とした当社の平成27年度から平成31年度までの財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。なお、両社の財務予測は、本株式交換を含む本経営統合の実施を前提とするものではありません。

丸久の１株当たりの株式価値を１とした場合の各手法における株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.565～0.663
ＤＣＦ法	0.716～0.920

中村政英事務所は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、中村政英事務所が検討を加えた情報及び一般に公開された情報等が、正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社の財務予測に関する情報については、両社の経営陣により合理的に作成されたことを前提としております。さらに、両社とその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。中村政英事務所による株式交換比率算定は、平成27年３月27日現在までの上記情報及び経済条件を反映したものであります。

トラスティーズ・アドバイザリーは、両社の普通株式それぞれについて市場株価が存在することから、市場株価法により算定を行いました。加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ＤＣＦ法による算定を行いました。市場株価法においては、平成27年１月９日付両社公表が両社の市場株価に及ぼす影響を排除する目的で、その公表日前日である平成27年１月８日を基準日として、基準日の出来高加重平均株価（以下、「ＶＷＡＰ」といいます。）及び基準日から遡る過去１ヶ月、３ヶ月、６ヶ月の各期間における各取引日のＶＷＡＰ平均値を使用して算定しております。また、ＤＣＦ法による算定において基礎とした丸久の平成27年度から平成31年度までの財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。当社の平成27年度から平成31年度までの財務予測には、価格表示方式や販売単価の見直し、ローコスト運営の徹底及び出店等の施策により、平成27年度において営業利益が636百万円（平成25年度の実績水準）に回復する大幅な増益が見込まれているほかには大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。なお、両社の財務予測は、本株式交換を含む本経営統合の実施を前提とするものではありません。

丸久の１株当たりの株式価値を１とした場合の各手法における株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.57～0.65
ＤＣＦ法	0.75～0.95

トラスティーズ・アドバイザリーは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて両社の財務予測に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。また、両社とその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。トラスティーズ・アドバイザリーによる株式交換比率算定は、平成27年３月27日現在までの上記情報及び経済条件を反映したものであります。

④　上場廃止となる見込み及びその理由

本株式交換により、当社は、その効力発生日（平成27年７月１日予定）をもって丸久の完全子会社となり、当社の普通株式は、福岡証券取引所における上場廃止基準に従い、平成27年６月26日付で上場廃止（最終売買日は平成27年６月25日）となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式を福岡証券取引所において取引することはできなくなりますが、当社の株主の皆様に対しては、上記「(3) ②　本株式交換に係る割当ての内容」に記載のとおり、丸久の株式が割り当てられます。なお、本株式交換の目的は、前記「Ⅰ．（１）本経営統合の背景と目的」に記載のとおりであり、当社の上場廃止そのものではありません。

本株式交換により当社の株主に対して割り当てられる丸久の普通株式は、東京証券取引所市場第二部に上場されており、本株式交換の効力発生日後も同取引所市場において取引することができることから、本株式交換により丸久の単元株式数である100株以上の丸久の普通株式を割り当てられることとなる株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。ただし、本株式交換により100株に満たない丸久の普通株式を割り当てられることとなる株主の皆様においては、単元未満株式を、同取引所市場において売却することはできませんが、株主の希望により、丸久における単元未満株式の買取制度または単元未満株式の買増制度をご利用いただくことができます。また、本株式交換により割り当てられる丸久の普通株式に１株に満たない端数が生じる場合には、当該端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

⑤　公正性を担保するための措置

丸久は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、第三者算定機関である中村政英事務所に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として当社との間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを平成27年３月30日開催の取締役会で決議いたしました。

一方、当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、第三者算定機関であるトラスティーズ・アドバイザリーに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として丸久との間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを平成27年３月30日開催の取締役会で決議いたしました。

なお、丸久及び当社は、上記第三者算定機関より、合意された本株式交換比率がそれぞれの株主の皆様にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、法務アドバイザーとして、丸久は浜崎法律事務所を、当社は徳田法律事務所をそれぞれ選任し、それぞれ本株式交換の手続及び意思決定の方法・過程等について助言を受けております。なお、浜崎法律事務所及び徳田法律事務所は、いずれも丸久及び当社の関連当事者には該当せず、重要な利害関係を有しません。

⑥　利益相反を回避するための措置

丸久と当社の間には、資本関係はなく、また両社に役員の兼任もないことから、特別な措置は講じておりません。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社丸久
本店の所在地	山口県防府市大字江泊1936番地
代表者の氏名	代表取締役社長　　田中　康男 代表取締役副社長　　池邉　恭行
資本金の額	4,000百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	グループの経営管理事業

（注）丸久は、本株式交換及び本吸収分割の効力発生日（平成27年７月１日予定）付で、新商号に変更する予定です。

以　上